

令和 5 年 9 月吉日

関係団体の皆さま

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課  
【事業受託】株式会社労働調査会

平素より大変お世話になっております。

建築物、工作物又は船舶（鋼製のものに限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業においては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、事業者は石綿による労働者の健康障害を防止するための措置を行うことが義務付けられています。

このうち、建築物及び船舶の解体等の作業を行うときの事前調査については、令和5年10月1日以降に着工する工事から、要件を満たす者に行わせることが義務付けられます※。

※ 建築物と船舶は令和5年10月1日施行ですが、工作物は令和8年1月1日施行です。

今般、厚生労働省委託事業「令和5年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」（受託者：株式会社労働調査会）において、昨年度に続いて、建設事業者を始めとした解体・改修・各種設備工事を行う施工業者向けに広く周知を行うため、ポスター及びリーフレットを新規作成しました。

貴団体におかれましては、会員企業等関係者への周知にご協力を賜りたく、下記のとおり送付しますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回のポスター及びリーフレットは「石綿総合情報ポータルサイト」にも掲載しておりますので、こちらも併せて貴団体のホームページ等にリンク付けしていただけますと幸甚です。（<https://www.ishiwatamh|w.go.jp/>）

## 記

### 1 同封内容

- (1) 周知用ポスター
- (2) 周知用リーフレット

(配送元)

厚生労働省「令和5年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」受託先事務局  
株式会社労働調査会

以上